事業評価書(事前)

平成20年8月

評価対象(事業名) 福祉人材確保緊急支援事業
主管部局・課室 社会・援護局福祉基盤課
関係部局・課室
関連する政策体系
l
基本目標 VII 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
施策目標 4 福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図
┃
┃ すること等により、質の高い福祉サービスを提供するこ
┃
<u> </u>
┗┫別目標 2 福祉サービスの第三者評価を普及すること

1. 現状・問題分析とその改善方策(事業実施の必要性)

少子高齢化の進展により、65歳以上の人口は増加し、介護保険サービスに従事する介護職員は、平成16年の約100万人から、平成26年には約140~160万人必要とされている。しかしながら、他産業と比較し離職率が高く、恒常的に求人募集しているなど、福祉人材確保がたいへん困難な状況であるため、介護職員の定着・再就労の促進、福祉・介護分野への多様な人材の参入促進を図る必要がある。

現状・問題分析に関連する指標

	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9
1 介護職員数	579,842	657, 156	719, 910	780, 092	集計中

(調査名・資料出所、備考)

- ・介護サービス施設・事業所調査
- 社会福祉施設等調查
- ・平成19年度の数値は現在集計中であり、平成21年3月頃に公表予定である。

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体:国、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他())

(2) 事業の内容 (概要)

新規•一部新規

福祉・介護業務への関心、理解を促進し、福祉・介護の仕事に従事した者をきちんと受け止めて、その定着が図られるよう支援し、働きがいのある魅力ある職業となるよう、 その取組みを推進する。

事業の目標

事業の目標

福祉・介護分野で働く介護従事者を安定的に確保していくために、施設・事業所及び 養成校に対する支援策を緊急的に講じるものである。

政策効果が発現する時期 平成21年度以降

評価指標

アウトカム指標 本事業と指標の関連についての説明 (達成水準/達成時期) 1 福祉・介護分野の有効求人 本事業により有効求人倍率の低下を目標 倍率 (調査名・資料出所、備考) 福祉人材センター・バンク職業紹介実績報告

5. 評価

(1) 必要性の評価

行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)

福祉・介護の仕事が魅力ある職業として社会的に認知され、若い人をはじめ多くの国 民から働きがいのある職業として選択されるよう、行政機関が福祉介護人材の確保に総 合的に取り組んでいく必要がある。

国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から) 無 (理由)

福祉・介護サービスの最大の基盤は人材であり、質の高い人材が集まらなければ、質 の高いサービスの提供は困難であることから、現下の緊急的な人材確保に関しては、国 において支援していく必要がある。 民営化や外部委託の可否

(理由)

都道府県が認める施設・事業所、養成校に委託することが可能である。

1111: 他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)

(2) 有効性の評価

政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)

都道府県が地域の実情に応じて事業計画を策定→都道府県が自ら実施するほか、施設 や事業所または養成校へ委託し事業を実施→都道府県において事業結果を収集・分析し 国へ報告→国において優良な事例を各自治体へフィードバックすることで新たな人材確 保を推進する。

事業の有効性

<u> 都道府県は、</u>優良事例集を参考にしつつ、より地域の実情に応じた事業を開拓し、 新たな人材確保を推進する。

(3) 効率性の評価

都道府県は、国からの優良事例集を参考にすることにより、より地域の実情に応じ た事業の効果的・効率的な実施が可能となる。

(4) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入) 試行的・先駆的な事業を実施することにより、地域の実情に応じた、新たな経営モデ ルを構築する。

(5) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、次年度以降の予算概算要求において所要の予算を要求する。

- 6. 特記事項 ①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等)

 - ・福祉人材確保指針の見直し(平成19年8月28日) ・社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案に対する付帯決議 (平成19年4月26日参議院厚生労働委員会、平成19年11月2日衆議院厚生労働委員会) ・介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律
 - (平成20年5月公布)
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況
- ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況
- ④会計検査院による指摘
- ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項